

栃木県スキー連盟負担金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟規約第9条第1項に規程する負担金の額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 所属団体が毎会計年度に納入すべき負担金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。ただし、高体連にあつては、10,000円とし、新規に加盟する団体については、その組織、規模に応じ負担金額の減免を講ずるものとする。

- (1) 基本額 20,000円
- (2) 会員登録者数割の額 所属団体の基準会員登録者数の区分に応じ、別表に定める額
- (3) 有資格者割の額 前会計年度の末日における所属団体の有資格者の数に、1,000円を乗じた額

2 前項第2号の基準会員登録者数は、前会年度の末日における会員登録者数を基準とする。

(負担金の納入方法)

第3条 負担金は、本連盟規約第9条第1号に規定する期限までに、本連盟の指定する口座に振り込むものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

この規定は、平成5年11月20日から施行する。

平成19年11月11日一部改正

別表(第2条関係)

基準会員登録者数の区分	会員登録者数割の額
20名以下	5,000円
21名以上50名以下	10,000円
51名以上100名以下	15,000円
101名以上200名以下	20,000円
201名以上500名以下	25,000円
501名以上	30,000円